

矢巾町住宅・建築物耐震改修促進計画

令和 2 年 3 月

矢 巾 町

目 次

- 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定 3
 - (1) 計画策定の背景
 - (2) 耐震化の現状と目標設定
 - (3) 町が所有する公共建築物の耐震化の現状と目標設定

- 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 5
 - (1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針
 - (2) 町及び町民の役割分担
 - (3) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策
 - (4) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備
 - (5) 地震時の総合的な安全対策
 - (6) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

- 3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 6
 - (1) 地震ハザードマップの作成・公表
 - (2) 相談体制の整備及び情報の充実
 - (3) パンフレットの作成とその活用
 - (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導
 - (5) 町内会等との連携

- 4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項 7
 - (1) 耐震改修促進法による指導等の実施
 - (2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

- 5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項 7
 - (1) 関係団体による協議会の設置

※ 凡例、用語

矢巾町耐震改修促進計画における表記	内 容
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすること
所管行政庁	建築主事を置く市町村（建築基準法（昭和25年法律201号）第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村を除く）については当該市町村長、その他の市町村については知事。（盛岡市については盛岡市長、その他の市町村については知事）
多数の者が利用する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第6条第2項に規定する規模以上の建築物
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新耐震基準	昭和56年6月1日以降に着工した建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
特定建築物	多数の者が利用する建築物であって旧耐震基準の適用を受けるもののうち、いわゆる「既存不適格」の建築物
避難路	道路法（昭和27年法律第180号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく道路又はその他これらに類するもので町長が認めるもののうち、避難者が避難地まで安全に到達できる道路

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 想定される地震の規模及び被害の状況と計画策定の背景

平成7年阪神・淡路大震災において、6,400人を超える犠牲者の8割弱が建築物の倒壊等による圧迫死であり、その9割が古い木造住宅であったと報告されています。これを機に、地震に対する建築物の安全対策の必要性が強く認識され、平成7年10月27日に耐震改修促進法が制定されました。

その後も、平成15年の三陸南地震や平成16年の新潟中越地震等による震災が続いたことから、国は、地震に対する建築物の倒壊等の被害を減少するために、既存建築物の改修を積極的に促進することを目的として平成18年1月に促進法を改正し、これに伴い、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）を定めました。基本方針では、可能な限りすべての自治体において耐震改修促進計画を策定することが望ましいとされており、本町においても「岩手県耐震改修促進計画」「矢巾町地域防災計画」等との整合を図るとともに、地震に備え災害に強いまちづくりを進めるために、平成20年3月に「矢巾町住宅・建築物耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定しています。

近年、平成23年3月の東日本大震災を始めとする大規模な地震が、全国各地において頻発しています。国の中央防災会議による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定にあたって公表された震度分布によると、本町は地域指定外ではありませんが、岩手県全域が震度5以上の規模の地震になることが想定されており、大地震はいつどこで発生してもおかしくありません。

こうした大規模な地震の発生に備えるとともに、平成30年6月の大阪北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を踏まえ、町民の生命及び財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上に一層促進努める必要があることから、今回、本計画を改定します。

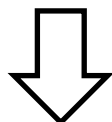
(2) 耐震化の現状と目標設定

① 耐震化率の目標

本計画において、耐震化率の目標を以下のとおり設定しておりましたが、達成には至りませんでした。引き続き同値を目標としておりましたが、これまでの推移と本町の人口増減や宅地需要等の現状を鑑み、今回の改定では以下のとおり定めます。

用途等	平成27年度（当初目標）			
	総数	旧耐震基準	新耐震基準	耐震化率
住宅	8,000戸	1,700戸	6,300戸	80%
多数の者が利用する建築物	42棟	12棟	30棟	76%

用途等	平成27年度（実績）			
	総数	旧耐震基準	新耐震基準	耐震化率
住宅	7,506戸	1,979戸	5,527戸	74%
多数の者が利用する建築物	59棟	19棟	39棟	67%



用途等	令和元年度（現状）			
	総数	旧耐震基準	新耐震基準	耐震化率
住宅	7,842戸	1,894戸	5,948戸	76%
多数の者が利用する建築物	59棟	19棟	41棟	69%



用途等	令和7年度（目標）			
	総数	旧耐震基準	新耐震基準	耐震化率
住宅	8,000戸	1,200戸	6,800戸	85%
多数の者が利用する建築物	60棟	3棟	57棟	95%

② 耐震診断率の目標

本計画における耐震診断率の目標は、以下のとおり定めます。

なお、町の補助事業を利用した耐震診断実の施件数は64件となっており、そのうち7件は耐震改修済みとなっています。

住宅	…旧建築基準法による木造住宅の1割にあたる180戸において耐震診断が行われることを目標とします。
多数の者が利用する建築物	…耐震診断未実施の建築物を100%実施することを目標とする。

(3) 町が所有する公共施設の耐震化の現状と目標設定

町には、学校や庁舎など、町が所有する公共建築物のうち、多数の者が利用する建築物とされている建築物は25棟あります。この中で新耐震基準建築物が13棟、旧耐震基準建築物が12棟あります。旧耐震建築物のうち、耐震診断及び耐震改修により耐震性が認められているものが9棟あることから、耐震化率は88%になります。

町としては、耐震診断率100%を継続するとともに、率先して町有建築物の耐震改修を行い、耐震化率を100%とすることを目標に取り組んでまいります。

※規模要件（住宅を除く）

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
老人ホーム、老人福祉センター等	階数2以上かつ1,000㎡以上
上記以外の学校、病院、庁舎、公営住宅、その他	階数3以上かつ1,000㎡以上

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修の促進に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、所有者等が地域防災対策を自分のこととして捉え、取り組むことが大切であります。町では、所有者等が耐震化に取り組む環境の整備や負担が軽減されるよう耐震診断や耐震改修の補助制度の構築などに取組み、耐震化の課題を解決していくことを基本的な方針とします。

(2) 町及び町民の役割分担

町は、建築物の地震に対する安全性の向上について、町民に知識の普及や耐震診断・耐震改修の必要性をPRするとともに、建築物の所有者が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備等に取り組めます。

また、町所有の建築物についても耐震化に向けて率先して取り組めます。

町民は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、耐震診断や必要に応じて耐震改修を行うように努めます。

(3) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町では、町民に建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性を広く周知するとともに、戸建木造住宅の耐震診断士派遣事業を継続的に実施いたします。耐震診断率は、旧建築基準法による木造建築物のうち、診断済みの64戸を除いた1割にあたる180戸を令和7年度までに実施することを目標とします。また、耐震改修についても耐震診断を行った町民に支援してまいります。

なお、耐震診断士派遣事業の対象とする木造住宅は、次のとおりです。

- ア 個人が所有する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅
- イ 従来軸組平屋建て又は木造2階建住宅
- ウ 過去に耐震診断を受けていない住宅

(4) 安心して耐震改修を行うことができる環境整備

耐震診断を安心して行えるよう県では建築士の育成を目的に講習会を開催しています。

また、町では木造住宅耐震診断士認定台帳を作成し、町民からの相談に対応するために、環境整備に取り組んでまいります。

(5) 地震時の総合的な安全対策

地震発生に伴う建築物の災害を最小限にとどめるよう既設ブロック塀の安全点検を奨励するほか、既設ブロック塀の撤去に係る工事費の助成事業を創設します。

また、エレベーターの閉じ込め防止対策等を検討し、災害に備えてまいります。

(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

町では、避難者が避難地まで安全に到達できる道路を避難路と指定し、通行防止障害の対策に努めます。また、地震発生時に緊急車両の通行や町民の避難の妨げとならないよう県及び町の防災計画で指定している緊急輸送道路を確保します。

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する防災意識の高揚を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震の危険性の程度を記載した地震ハザードマップを作成し、今後必要に応じて随時見直しを行います。

(2) 相談体制の整備及び情報の充実

町では、道路住宅課を耐震診断等の相談窓口として耐震診断士派遣事業の申し込みや各種補助事業の申請のほか、町民からの相談に応じます。なお、専門的な相談については、岩手県建築士会、建築の契約や金銭トラブルに関する相談については、岩手県民生活センターと連携を取りながら対応します。

(3) パンフレットの作成とその活用

町では、パンフレット等を作成し耐震改修の啓発及び耐震補強の必要性などを伝えるとともに、岩手県及び国土交通省で作成したパンフレット等のチラシなどを活用して啓発に努めます。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震に関する相談やパンフレット、チラシなどでリフォームにあわせた耐震改修を誘導します。また、耐震改修を目的に行ったリフォームについて、固定資産税の軽減制度を導入し改修を誘導します。

(5) 町内会等との連携

大きな地震により災害が発生した場合は、お互いの助け合いが必要であり、地域ぐるみで地震対策を講じることが大切です。町は、行政区ごとに結成されている41の自主防災組織による地域の相互扶助を推進するとともに、有事の際には、連携して対応します。

4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

(1) 耐震改修促進法による指導等の実施

県では、すべての特定建築物の所有者に対して耐震改修促進法に基づく指導・助言に努めるとともに、指導に従わない者に対しては必要な指示を行うこととなっています。町では、県と連携を取りながら防災拠点としての必要性について町広報等で周知を図るなど、耐震改修の促進に向け取り組みます。

(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

耐震改修促進法による指導を行ったにもかかわらず、耐震改修等を行わない所有者について、建築基準法による勧告又は命令を行うこととしており、県と連携した取り組みを行うものとします。

5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

(1) 関係団体による協議会等の設置

耐震改修促進計画は、それぞれの関係者が協力しながら推進する必要があるため、各種関係者からなる岩手県耐震改修促進協議会に参加し、耐震改修の普及・啓発など連携をとりながら計画の円滑な実施を図ります。

そのほか県と建築関係団体や地区ごとの防災関連町民組織と連携を図りながら、木造住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

○ 当初計画 平成20年3月

○ 第1回見直し 令和2年3月